

【 一般定期健康診断 】

■ 給食事業者の検便(労働安全衛生規則第 47 条)

事業所に付属する食堂、又は炊事場における給食業務に従事する労働者に対して雇入れ時、配置替えの際に検便を行わなければなりません。

検査項目

- (1) 細菌塗抹検査
 - (2) 細菌培養検査
-